

第1回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成27年5月29日(金)10時～10時30分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員7名の出席

(市長、太田副市長、教育長、水道事業管理者、危機管理監、行政経営部長、下水道部長)

○案件名	○担当及び関連する部局名
下水道事業の地方公営企業法適用について	下水道部 下水道経営室
○審議内容と結果	
<p>【案件概要】 下水道事業は、地方公営企業法の適用については任意とされており、本市ではこれまで非適用としてきたが、この間、経営の透明化、安定化に向け、下水道部内において法適用についての調査、検討を進めてきた。 下水道事業の法適用を巡っては、平成26年(2014年)8月に総務省より「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、また、平成27年(2015年)1月に総務大臣より「平成32年度(2020年度)当初までに法適用し、公営企業会計へと移行するよう」要請があった。 このような状況の下で、本市下水道事業について、平成29年(2017年)4月から地方公営企業法の一部(財務規定等)適用により公営企業会計に移行するもの。</p> <p>【所管部の考え方】 平成29年(2017年)4月実施を目標として地方公営企業法の適用を進めることとし、全部適用・一部適用の適用区分については、事務効率性、組織体制など種々の観点から双方のメリットを精査して検討を進めた結果、一部適用の方がメリットが大きいと考えられることから一部適用とする。</p> <p>【審議事項】 下水道事業の地方公営企業法適用について、平成29年(2017年)4月から一部適用にて実施すること。</p> <p>【審議結果】 下水道部下水道経営室より、資料に基づき説明があり、その後質疑応答を行った。</p> <p>質問・・・下水道事業の法適用と言えば、これまでは上下水道統合に向けて検討するという傾向にあったが、今回上下統合をせず一部適用としたのはなぜか。</p> <p>答え・・・近年、水道事業の広域化に伴って、統合後に上下水道の切り離しを迫られている状況となっている。このような状況を踏まえ、それぞれのメリットやデメリットを精査する中で、総合的に有利と判断した。 平成27年度に法適用した府下の4市のうち、3市が一部適用としている実態もある。</p> <p>指示・・・法適用の可否、適用区分、上下水道統合の有無という3つの条件から選択肢は6パターンとなるが、上下統合なしの一部適用と上下統合して全部適用という2つに絞られる。水道事業の広域化の動向や他市の状況を勘案し、上下統合なしの一部適用を選択することとし、今後の状況を見ていくこととする。また、適用区分の選択については、メリットやデメリットの検証に加え、デメリットに対する対応等を丁寧に説明していくこと。</p> <p>まとめ・・・本案件については承認された。</p>	